

緑豊かな地域環境づくりをめざして

～緑豊かな地域環境の形成に関する条例～

北但馬地域



令和 5 年 1 月

兵 庫 県

緑豊かな地域環境づくりをめざして

北但馬地域における緑豊かな地域づくり

北但馬地域は、氷ノ山山系や円山川に代表される県下でも有数の豊かな自然環境を有し、その中で多くの優れた歴史・文化や風土、産業を育み、緑豊かな地域環境を今日まで維持してきました。

しかしながら、かねてより人口減少が課題となっていた北但馬地域では、これまで以上に、地域に蓄積されてきた豊富な地域資源、技術、伝統を基礎とし、新たな展望を開く創造力を発揮しながら緑豊かな環境を適切に維持していくことが求められています。

兵庫県では、北但馬地域を「緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）」に基づく緑豊かな環境形成地域に指定し、森や川、歴史・文化資源などを将来にわたって保全しながら、その恵みを生かして地域の活性化を図り、北但馬地域らしい緑豊かな地域づくりを、地域の方々の参画のもとで進めています。

緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）

- 緑条例とは、緑を軸とし、広域的な見地から土地利用を考えながら、自然と調和した地域環境の形成を図ろうとする条例です。
- この条例は、次の3つの視点から、緑豊かな地域環境づくりを進めていくことを目的としています。
 - 適正な土地利用の推進
 - 森林、緑地の保全と緑化の推進
 - 優れた景観の形成
- 平成7年3月より丹波地域と淡路地域に、平成17年11月より北播磨北部地域、中播磨地域、西播磨地域、南但馬地域に、平成18年11月より北播磨南部地域、北但馬地域にこの条例を適用しており、自然に配慮した開発を誘導するなど、緑豊かな地域環境づくりを進めています。

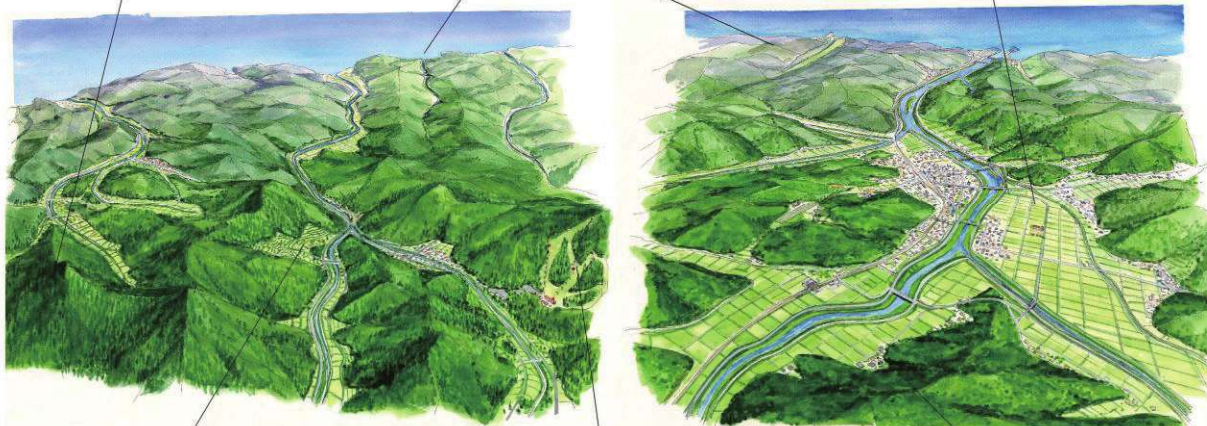
豊かな自然が残る威厳ある山々



海と山が一体となった海岸部の自然景観・漁村景観



円山川流域の広がりある景観、田園風景



山裾をのぼる棚田と集落のなりわいの風景



広く空や山並みを一望できる高原とレクリエーション施設



里山・農地と調和した集落景観



緑条例のしくみ

●この条例は、次の3つのしくみにより地域の特性を生かした緑豊かな地域環境の形成を図っていきます。

1. 地域性豊かな土地利用の誘導

地域の状況や特性に応じて定められた「地域環境形成基本方針」に基づいて、北但馬地域らしい土地利用の誘導を図ります。

2. 環境形成区域と開発行為の協議等の制度

北但馬地域を次のとおり7つの環境形成区域に区分し、それぞれの場所にふさわしい地域環境を形成していくために、開発行為を行う際の基準（許可基準又は地域環境形成基準）を設定しています。

そして、それぞれの環境形成区域の特性に応じて、開発行為を行うときには協議や届出などの手続が必要となっています。また、協議をした場合は、開発事業者と県や市町が「緑豊かな地域環境の形成に関する協定」（環境形成協定）を締結し、お互いが協力して緑豊かな地域環境の形成に努めることとなります。

山を守る区域	山を生かす区域	川とさとの区域	歴史と賑わいの区域	自然と人の交流の区域	海辺の区域	まちの区域
						
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
開発行為の許可申請が必要です	開発行為の協議が必要です					開発行為の届出が必要です
↓ 許可基準	↓ 地域環境形成基準					↓ 地域環境形成基準
基準の適用について審議会に諮ります	地域環境形成基準をもとに協議します					基準に適合するかどうか審査します
↓	↓					↓
許可又は不許可の通知をします	環境形成協定を締結します					必要な指導・助言を行います

3. 住民主体のまちづくりの制度（計画整備地区制度）

この条例では、地域の住民のみなさんの自主性を尊重し、住民が主体となって進めているまちづくりを支援する制度（計画整備地区制度）があります。

区域の特性やその周辺環境に応じた質の高い整備のための計画やまちづくりの計画（整備計画）を策定し、県に対してその計画の認定を求めることができます。計画が地域環境形成基本方針に適合し、地域にふさわしいと認められた場合は、環境形成区域の制度とは別に、計画整備地区として、行政や住民、事業者が一体となって、認定された計画を推進します。

なお、計画整備地区内では開発行為に加え、建築物の建築の際にも届出が必要になるとともに、緑条例が適用される一般の地域における基準より整備計画に定められた基準が優先されるしくみになっています。

地域環境形成基本方針

●地域環境形成基本方針では、地域づくりの基本方向や地域環境形成の基本方向を示しており、

季節感豊かな山、川（流域）、海とそこに育まれた人々の永い営みが織りなす『癒しの郷』

をテーマとし、地域の活力を高め、地域内外の交流を広げ、自然や文化を活かした循環を促し、地域全体で協働を進めながら、総合的な地域づくりを進めていきます。

環境形成区域の区分

●環境形成区域は、地域環境形成基本方針に基づき、一つのまとまりをもった区域としての地域環境を形成していくことを目的として、現況の土地利用や地形などの条件を考えあわせ、区分しています。

●原則として、一定規模以上のまとまりをもち、かつ、できる限り連続した一体の区域となるよう指定しています。それぞれの環境形成区域の指定の基本的考え方とイメージは、次のとおりです。

	区域指定の考え方	区域のイメージ	
山を守る区域	<p>地域の骨格となるスカイラインを形成する山の稜線を中心とする区域、大規模な山体を有する山のまとまりのある区域、地域のランドマークとなり人々に親しまれている山など、風景形成の観点から特に重要な山地、森林の区域です。</p> <p>森林としての土地利用を通じて形成される緑豊かな環境の保全を図っていきます。</p>		
山を生かす区域	<p>山地、森林の山すそで、比較的傾斜が緩やかなまとまりのある現況森林、森林を活用した交流施設、小規模な別荘地などが立地する区域です。</p> <p>今後とも森林としての土地利用を主体としながら、森林が持つ多面的な機能の発揮を図るとともに、多様な交流の場として森林等と建築物等が調和した緑豊かな環境の形成を図っていきます。</p>		
川とさとの区域	<p>河川及びこれと密接に結びついた農地、集落、ため池・交流施設、社寺林や河畔林などの樹林地を含む区域です。</p> <p>農業の営みを通じて農地が持つ多面的な機能の発揮を図り、農地、樹林地、集落等が調和した地域環境の形成を図るとともに、地域環境に調和した開発を誘導し、地域の活性化を進めます。</p>		
まちの区域	<p>既成の市街地、住宅団地、産業団地、今後計画的に市街地の形成を図る区域です。</p> <p>既成市街地の区域と、今後、計画的に市街地整備を図る区域です。開発を誘導して人々の居住や都市的な活動の場として、良好な市街地環境の形成を図ります。</p>		
歴史と賑わいの区域	<p>歴史的・伝統的資源や伝統的な町並みが残されている市街地、歴史的・伝統的な資源の保全又はこれを活用した地域づくりを進める区域です。</p> <p>歴史・伝統を継承した趣のある市街地等の環境の形成を図ります。</p>		
自然と人の交流の区域	<p>大規模スキー場など自然的資源を活用した都市住民との交流施設が集積する区域、今後計画的に交流施設を整備していく区域です。</p> <p>多様かつ優れた自然特性を活かしつつ都市住民との交流施設の集積を図り、魅力ある空間を創造していきます。</p>		
海辺の区域	<p>海岸部における漁港、漁村集落及びこれを囲む湾入地形を構成する区域など但馬海岸独特の風景と地域構造が形成されている区域です。</p> <p>良好な海辺環境を維持し、湾入地形と漁村の家並み、後背の山々や前島、崎山が織りなす優れた景観の保全を図ります。</p>		

● 開発行為とは

この条例では、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を開発行為といえます。

● 次のような場合は、開発行為の協議などの必要はありません。

- 開発行為の面積が 1,000 m²（山を守る区域は 500 m²）未満の開発行為
- 自己の居住する住宅を建築する目的で行う開発行為
- 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為
- 通常の管理行為、軽易な行為

歴史と賑わいの区域	自然と人の交流の区域	海辺の区域
<p>開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、当該箇所の樹木等が保全されること。ただし、その変更が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 良好な地域環境を形成している樹林</p> <p>(2) 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所</p> <p>(3) 地域に親しまれている樹木が存する箇所</p>	<p>開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、当該箇所の地形、森林、樹木等が保全されること。ただし、その変更が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 独立峰の頂部、平野部又は水面に対して突出した尾根筋の突端部等視覚的に明確な地形を有するもののうち、優れた景観の構成要素となっている箇所</p> <p>(2) 連続した稜線のうち、周辺から展望した場合に当該山系の輪郭線を構成している箇所</p> <p>(3) 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所</p> <p>(4) 開発区域の境界部にある樹林</p>	<p>開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、当該箇所の地形、森林、樹木等が保全されること。ただし、その変更が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 崎、海蝕地形等海岸の優れた景観を形成している箇所</p> <p>(2) 独立峰の頂部、平野部又は水面に対して突出した尾根筋の突端部等視覚的に明確な地形を有するもののうち、優れた景観の構成要素となっている箇所</p> <p>(3) 連続した稜線のうち、周辺から展望した場合に当該山系の輪郭線を構成している箇所</p> <p>(4) 良好な地域環境を形成している樹林</p> <p>(5) 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所</p> <p>(6) 地域に親しまれている樹木が存する箇所</p>
<p>開発区域内に保全又は確保された緑地等は、適切に維持管理されること。</p>	<p>開発区域内に保全又は確保された森林、緑地等は、適切に維持管理されること。</p>	<p>開発区域内に保全又は確保された森林、緑地等は、適切に維持管理されること。</p>
<p>開発区域の面積（開発区域内に屋外運動競技場がある場合にあっては、開発区域の面積から屋外運動競技場の面積を控除することができる。）に対して、原則として、10 パーセント以上の面積の緑地が当該開発区域内に確保されること。ただし、開発区域の面積が 0.3 ヘクタール未満であり、かつ、樹木が適切な箇所に配置される場合又は塀等によりまちなみ等の連続性が確保される場合は、この限りでない。</p>	<p>開発区域の面積（開発区域内に屋外運動競技場がある場合にあっては、開発区域の面積から屋外運動競技場の面積を控除することができる。）に対して、原則として、30 パーセント以上の面積の緑地が当該開発区域内に確保されること。</p>	<p>(1) 現況森林の区域における森林の保全 開発区域内に存在する現況森林の面積に対して、原則として、50 パーセント以上の面積（良好な地域環境の形成に資すると認められる場合は、新たに造成することとなる森林の面積を含むことができる。）の森林が当該開発区域内に保全されること。</p> <p>(2) 森林以外の区域における緑地の確保 開発区域の面積（現況森林の面積を除く。また、開発区域内に屋外運動競技場がある場合にあっては、開発区域の面積から屋外運動競技場の面積を控除することができる。）に対して、原則として、10 パーセント以上の面積の緑地（開発区域が現況農地等の場合にあっては、20 パーセント以上の面積の緑地）が当該開発区域内に確保されること。ただし、塀等により、まちなみの連続性が確保される場合はこの限りでない。</p>
<p>開発区域内の緑地又は樹木と予定建築物等は、次に掲げるところによるものとする。ただし、塀等によりまちなみの連続性が確保される場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 予定建築物等と調和した景観を形成するよう緑地又は樹木が適切に配置されること。</p> <p>(2) 大規模な予定建築物等にあっては、道路、市街地等からみて相当の緑量を有する樹木がその前面に配置されること。</p> <p>(3) 宅地分譲に係る開発行為にあっては、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画されること。</p>	<p>開発区域内の緑地又は樹木と予定建築物等は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 予定建築物等と調和した景観を形成するよう緑地又は樹木が適切に配置されること。</p> <p>(2) 大規模な予定建築物等にあっては、主要な道路、集落等からみて相当の緑量を有する樹木がその前面に配置されること。</p> <p>(3) 宅地分譲に係る開発行為にあっては、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画されること。</p>	<p>(1) 現況森林の区域における森林と建築物 開発区域内の森林と予定建築物等は、次に掲げるところによるものとする。 ア 予定建築物等と調和した景観を形成するよう樹木が適切に配置されること。 イ 大規模な予定建築物等にあっては、海岸沿いの道路、集落、海上等からみて相当の緑量を有する樹木がその前面に配置されること。 ウ 宅地分譲に係る開発行為にあっては、建築後、森林景観と調和するよう宅地の規模及び形状が適切に計画されること。</p> <p>(2) 森林以外の区域における建築物と緑地 開発区域内の緑地又は樹木と予定建築物等は、次に掲げるところによるものとする。 ア 予定建築物等と調和した景観を形成するよう樹木が適切に配置されること。 イ 大規模な予定建築物等にあっては、海岸沿いの道路、集落、海上等からみて相当の緑量を有する樹木がその前面に配置されること。 ウ 宅地分譲に係る開発行為にあっては、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画されること。</p>
<p>開発区域内の次に掲げる箇所には、原則として、景観の形成に有効な樹木が配置されること。</p> <p>(1) 主要な道路の沿道</p> <p>(2) 河川と開発区域との境界部</p>	<p>開発区域内の次に掲げる箇所には、原則として、景観の形成に有効な樹木が配置されること。</p> <p>(1) 主要な道路の沿道</p> <p>(2) 河川と開発区域との境界部</p>	<p>開発区域内の次に掲げる箇所には、原則として、景観の形成に有効な樹木が配置されること。</p> <p>(1) 主要な道路の沿道</p> <p>(2) 河川と開発区域との境界部</p>
<p>開発区域内に樹木等を植栽する場合は、原則として、地域に適合した多様な在来種が選定されること。</p>	<p>開発区域内に樹木等を植栽する場合は、原則として、地域に適合した多様な在来種が選定されること。</p>	<p>開発区域内に樹木等を植栽する場合は、原則として、地域に適合した多様な在来種が選定されること。</p>
<p>開発行為によって大規模な地形の改変が生じないよう、また、周辺の景観と調和するよう土地造成が適切に計画されること。</p>	<p>開発行為によって大規模な地形の改変が生じないよう、また、周辺の景観と調和するよう土地造成が適切に計画されること。</p>	<p>開発行為によって大規模な地形の改変が生じないよう、また、周辺の景観と調和するよう土地造成が適切に計画されること。</p>
<p>擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあっては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない工作物で景観の形成に支障がないものは、この限りでない。</p> <p>(2) 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあっては、その周囲等適切な箇所に樹木等が配置されること。</p>	<p>擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあっては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない工作物で景観の形成に支障がないものは、この限りでない。</p> <p>(2) 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあっては、その周囲等適切な箇所に樹木等が配置されること。</p>	<p>(1) 現況森林の区域における擁壁等の緑化修景 擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。 ア 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあっては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない工作物で景観の形成に支障がないものは、この限りでない。 イ 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあっては、その周囲等適切な箇所に樹木等が配置されること。</p> <p>(2) 森林以外の区域における擁壁等の緑化修景 擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。 ア 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあっては、原則として、周辺の景観と調和した材料、仕上げ等による修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない工作物で景観の形成に支障がないものは、この限りでない。 イ 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあっては、その周囲等適切な箇所に樹木等が配置されること。</p>
<p>開発行為によって生じることとなる法面のうち、その傾斜度が 15 度以上のものにあっては、原則として、適切な手法で樹木を配置した緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない法面で景観の形成に支障がない箇所は、この限りでない。</p>	<p>開発行為によって生じることとなる法面のうち、その傾斜度が 15 度以上のものにあっては、原則として、適切な手法で樹木を配置した緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない法面で景観の形成に支障がない箇所は、この限りでない。</p>	<p>開発行為によって生じることとなる法面のうち、その傾斜度が 15 度以上のものにあっては、原則として、適切な手法で樹木を配置した緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない法面で景観の形成に支障がない箇所は、この限りでない。</p>
<p>予定建築物等にあっては、主要な道路、市街地等からみて開発区域周辺の建築物等から著しく突出しないようその配置、規模及び高さが適切に定められること。また、周辺の景観と調和するようその意匠、色彩等が適切に計画されること。</p>	<p>予定建築物等にあっては、主要な道路、集落等からみて開発区域周辺の樹林等から著しく突出しないよう、また、山を守る区域への展望を著しく妨げることのないようその配置、規模及び高さが適切に定められること。</p>	<p>(1) 現況森林の区域における建築物等の形態、意匠等 予定建築物にあっては、地形を生かして建築物を分棟することにより、海岸沿いの道路、集落、海上等からみて開発区域周辺の森林から著しく突出しないようその配置、規模及び高さが適切に定められること。</p> <p>(2) 森林以外の区域における建築物等の形態、意匠等 予定建築物にあっては、海岸沿いの道路、集落、海上等からみて開発区域周辺の建築物等から著しく突出しないようその配置、規模及び高さが適切に定められること。また、周辺の景観と調和するようその意匠、色彩等が適切に計画されること。</p>

開発行為の許可・協議（協定）・届出の制度

開発行為を行おうとするときは、開発地の環境形成区域及び地域環境形成基準と別途定める運用指針に沿って、県民局又は関係市町と開発の適否、開発に伴う景観への配慮などについて協議等を行ってください。協議が整った場合は、「緑豊かな地域環境の形成に関する協定」の締結を経て、開発行為を実施してください。

地域環境形成基準

開発行為の協議等の際のよりどころとなる地域環境形成基準の概要は次のとおりです。

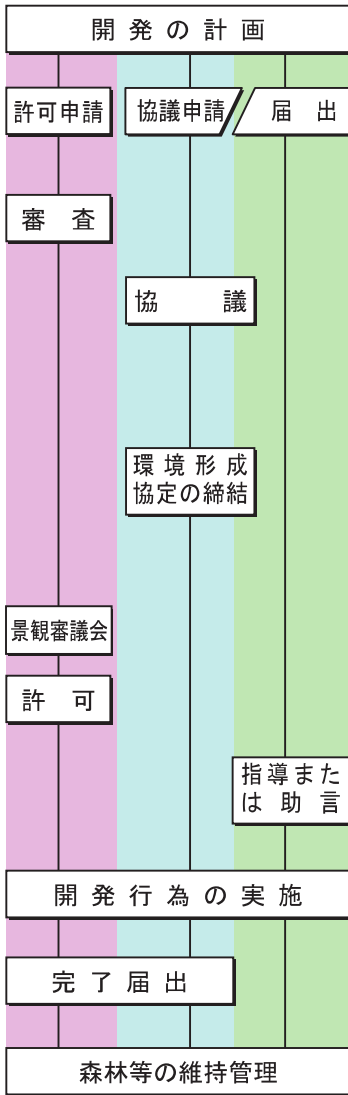
	山を生かす区域	川とさとの区域	まちの区域																		
地形、森林、樹木等の保全	開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、当該箇所の地形、森林等が保全されること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。 (1) 独立峰の頂部、平野部又は水面に対して突出した尾根筋の先端部等視覚的に明確な地形を有するもののうち、優れた景観の構成要素となっている箇所 (2) 連続した稜線のうち、周辺から展望した場合に当該山系の輪郭線を構成している箇所 (3) 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所	開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、当該箇所の樹木等が保全されること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。 (1) 良好な地域環境を形成している樹林 (2) 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所 (3) 地域に親しまれている樹木が存する箇所	開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、当該箇所の樹木等が保全されるよう努めること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。 (1) 良好な地域環境を形成している樹林 (2) 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所 (3) 地域に親しまれている樹木が存する箇所																		
森林等の維持管理	開発区域内に保全された森林等は、適切に維持管理されること。	開発区域内に保全又は確保された緑地等は、適切に維持管理されること。	開発区域内に保全又は確保された緑地等は、適切に維持管理されるよう努めること。																		
森林の保全	開発区域の面積に対して、原則として、次の表に掲げる割合以上の面積の森林が当該開発区域内に保全されること。ただし、良好な地域環境の形成に資すると認められる場合は、新たに造成することとなる森林の面積を含むことができる。 <table border="1"> <tr> <td>開発区域の面積</td> <td>森林の面積の割合</td> </tr> <tr> <td>5.0ヘクタール以上</td> <td>50パーセント</td> </tr> <tr> <td>1.0ヘクタール以上5.0ヘクタール未満</td> <td>40パーセント</td> </tr> <tr> <td>1.0ヘクタール未満</td> <td>30パーセント</td> </tr> </table>	開発区域の面積	森林の面積の割合	5.0ヘクタール以上	50パーセント	1.0ヘクタール以上5.0ヘクタール未満	40パーセント	1.0ヘクタール未満	30パーセント	次に掲げる緑地が開発区域内に確保されること。 (1) 開発区域の面積（開発区域内に屋外運動競技場がある場合にあっては、開発区域の面積から屋外運動競技場の面積を控除することができる。）に対して、原則として、20パーセント以上の面積の緑地 (2) 屋外運動競技場及び周辺からみて景観上支障がない箇所を除き、開発区域の境界に沿って、原則として、次の表に掲げる幅員以上の緑地（予定建築物等に応じた相当の緑量を有する樹木が適切に配置されるなど周辺からみて景観上有効な措置が講じられる場合又は予定建築物等の形態及び意匠が周辺の景観と調和すると認められる場合は、この限りでない。） <table border="1"> <tr> <td>開発区域の面積</td> <td>周辺緑地帯の幅員</td> </tr> <tr> <td>5.0ヘクタール以上</td> <td>5メートル</td> </tr> <tr> <td>1.0ヘクタール以上5.0ヘクタール未満</td> <td>4メートル</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール以上1.0ヘクタール未満</td> <td>3メートル</td> </tr> <tr> <td>0.3ヘクタール未満</td> <td>2メートル</td> </tr> </table>	開発区域の面積	周辺緑地帯の幅員	5.0ヘクタール以上	5メートル	1.0ヘクタール以上5.0ヘクタール未満	4メートル	0.3ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	3メートル	0.3ヘクタール未満	2メートル	開発区域の面積（開発区域内に屋外運動競技場がある場合にあっては、開発区域の面積から屋外運動競技場の面積を控除することができる。）に対して、10パーセント以上の面積の緑地が開発区域内に確保されるよう努めること。ただし、開発区域の面積が0.3ヘクタール未満の場合で、樹木が適切な箇所に配置される場合は、この限りでない。
開発区域の面積	森林の面積の割合																				
5.0ヘクタール以上	50パーセント																				
1.0ヘクタール以上5.0ヘクタール未満	40パーセント																				
1.0ヘクタール未満	30パーセント																				
開発区域の面積	周辺緑地帯の幅員																				
5.0ヘクタール以上	5メートル																				
1.0ヘクタール以上5.0ヘクタール未満	4メートル																				
0.3ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	3メートル																				
0.3ヘクタール未満	2メートル																				
緑地の確保																					
森林と建築物	開発区域内の森林と予定建築物等は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 予定建築物等と調和した景観を形成するよう樹木が適切に配置されること。 (2) 大規模な予定建築物等にあっては、主要な道路、集落等からみて相当の緑量を有する樹木がその前面に配置されること。 (3) 宅地分譲に係る開発行為にあっては、建築後、森林景観と調和するよう宅地の規模及び形状が適切に計画されること。	開発区域内の緑地又は樹木と予定建築物等は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 予定建築物等と調和した景観を形成するよう緑地又は樹木が適切に配置されること。 (2) 大規模な予定建築物等にあっては、主要な道路、集落、河川堤防等からみて相当の緑量を有する樹木がその前面に配置されること。 (3) 宅地分譲に係る開発行為にあっては、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画されること。	開発区域内の緑地又は樹木と予定建築物等は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 予定建築物等と調和した景観を形成するよう緑地又は樹木の適切な配置に努めること。 (2) 宅地分譲に係る開発行為にあっては、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状の適切な計画に努めること。																		
建築物と緑地																					
道路沿い及び河川沿いの植栽	開発区域内の次に掲げる箇所には、原則として、景観の形成に有効な樹木が配置されること。 (1) 主要な道路の沿道 (2) 河川と開発区域との境界部	開発区域内の次に掲げる箇所には、原則として、景観の形成に有効な樹木が配置されること。 (1) 主要な道路の沿道 (2) 河川と開発区域との境界部	開発区域内の次に掲げる箇所には、景観の形成に有効な樹木が配置されるよう努めること。 (1) 主要な道路の沿道 (2) 河川と開発区域との境界部																		
緑地・植栽の質	開発区域内に樹木等を植栽する場合は、原則として、地域に適合した多様な在来種が選定されること。	開発区域内に樹木等を植栽する場合は、原則として、地域に適合した多様な在来種が選定されること。																			
土地の造成	開発行為によって大規模な地形の改変が生じないよう、また、周辺の景観と調和するよう土地造成が適切に計画されること。	開発区域が優れた景観を形成している棚田等に隣接する場合にあっては、周辺の景観と調和するよう土地造成が適切に計画されること。																			
擁壁等の緑化修景	擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあっては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない工作物で景観の形成に支障がないものは、この限りでない。 (2) 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあっては、その周囲等適切な箇所に樹木等が配置されること。	擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあっては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない工作物で景観の形成に支障がないものは、この限りでない。 (2) 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあっては、その周囲等適切な箇所に樹木等が配置されること。	擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物で、かつ、周辺から容易に望見し得るものには、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景に努めること。 (2) 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあっては、その周囲等適切な箇所に樹木等を配置するよう努めること。																		
のり法面の緑化	開発行為によって生じることとなる法面のうち、その傾斜度が15度以上のものにあっては、原則として、適切な手法で樹木を配置した緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない法面で景観の形成に支障がない箇所は、この限りでない。	開発行為によって生じることとなる法面のうち、その傾斜度が15度以上のものにあっては、原則として、適切な手法で樹木を配置した緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない法面で景観の形成に支障がない箇所は、この限りでない。	開発行為によって生じることとなる法面のうち、その傾斜度が15度以上のものに、かつ、周辺から容易に望見し得るものには、適切な方法で樹木を配置した緑化修景に努めること。																		
建築物等の形態、意匠等	予定建築物等にあっては、地形を生かして建築物を分棟することなどにより、主要な道路、集落等からみて開発区域周辺の森林から著しく突出しないようその配置、規模及び高さが適切に定められること。	予定建築物等は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 大規模な予定建築物等にあっては、開発区域周辺の樹林等から著しく突出しないよう、また、河川堤防などからみて山を守る区域への眺望を著しく妨げることのないようその配置、規模及び高さが適切に定められること。 (2) 開発区域内に一定の幅員に満たない道路に接する宅地が存する場合にあっては、当該道路の境界線から宅地側に一定の空地が確保されるよう予定建築物等の壁面の位置が定められること。	開発区域内に一定の幅員に満たない道路に接する宅地が存する場合にあっては、当該道路の境界線から宅地側に一定の空地が確保されるよう予定建築物等の壁面の適切な配置に努めること。																		

※山を守る区域の許可基準については、県又は市町の担当課へお問い合わせください。

開発行為の手続の流れ

●開発行為の手続の概要は次のとおりです。

(■許可 ・ ●届出 ・ ●協議申請 ・ ■許可/協議申請 ・ ■共通)



■県民局や市役所又は町役場と十分相談して開発の計画をつくってください。

■許可申請書、協議書、届出書は市役所又は町役場へ提出してください。

許可に係る案件又は開発区域の面積が 3,000 m²以上のものは、市役所又は町役場から県民局へ送付します。

■許可に係る案件の審査は、県民局で行います。

●協議は、開発区域の面積に応じて、次のところで行います。

- (3,000 m²未満 — 市役所又は町役場)
- (3,000 m²以上 — 県民局)

●開発行為の内容が地域環境形成基準と同等以上のものとなるよう協議します。

●協議の後、次のような項目などについて協定を締結します。

- 森林の保全や緑地の確保など開発行為の内容
- 開発行為に関する工事が完了した場合の手続
- 協定の有効期間
- 協定に違反した場合の措置 など

■許可に係る案件については、審査の後、景観審議会に諮られます。

■許可の場合は、許可通知書を交付します。

不許可の場合は、個別に不許可理由を記載した通知書を作成します。

●開発行為の届出内容が地域環境形成基準に適合しないと認められるときは、適切な措置を講ずるよう指導又は助言します。

開発区域面積が 3,000 m²未満は市役所又は町役場、3,000 m²以上は県民局が指導・助言

■この条例以外に必要な許認可等を得てから開発の工事に着手してください。

また、届出の場合は、受理後に工事に着手してください。

■完了届出書を市役所又は町役場に提出していただきます。

■開発行為が完了した後は、森林、緑地等の維持管理に努めてください。

協議申請・届出に必要な図書

●協議申請又は届出を行う場合は、開発行為協議書又は開発行為届出書に次の書類を添えて、原則として正本1部、副本2部を提出してください。その他の手続は、県民局又は市町にお問い合わせください。

図書の種類	明示すべき事項
1 設計説明書	(1)事業の目的 (2)環境形成区域の名称 (3)土地の現況 (4)土地利用計画 (5)現況地形 (6)造成計画(切土及び盛土) (7)設計に当たって配慮した周辺の主要な展望箇所 (8)森林及び緑地の配置方針 (9)予定建築物等の配置方針 (10)造成法面の緑化修景方針 (11)擁壁等の緑化修景方針 (12)その他の緑化修景方針
2 位置図	(1)開発区域の位置 (2)周辺の土地利用及び地形の状況 (3)周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称 (縮尺 1/10,000 以上)
3 現況図	(1)開発区域の境界 (2)地形及び土地利用の状況 (3)現況森林の存する部分及びその主な樹種 (4)現況植生の状況 (縮尺 1/2,500 以上)
4 土地利用計画図	(1)開発区域の境界 (2)予定建築物等の敷地の形状及び規模 (3)敷地に係る予定建築物等の用途、配置及び高さ (4)公共公益施設の位置及び形状 (5)開発区域内に保全される森林及び緑地並びに新たに設けられる森林及び緑地の位置、形状及び面積 (6)新たに設けられる森林、緑地その他の土地に係る植栽計画(植栽計画には、植栽樹種、植栽密度等を明示すること。)(縮尺 1/1,000 以上)
5 現況カラー写真	開発区域及びその周辺の状況(近景及び遠景の写真を添付すること。)

（目的）

第1条 この条例は、適正な土地利用の推進、森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成を図ることにより、緑豊かな地域環境を形成し、もって自然的環境と調和した潤いのある地域社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「建築物」とは建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物を、「建築」とは同条第13号に規定する建築をいう。

2 この条例において「特定工作物」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11項に規定する特定工作物をいう。

3 この条例において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

4 この条例において「森林」とは、樹木又は竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある樹木又は竹並びに樹木又は竹の集団的な生育に供される土地をいう。

5 この条例において「緑地」とは、樹木、竹又は芝その他の地被植物の生育している土地及び樹木、竹又は芝その他の地被植物の生育に供される土地のうち、森林以外の土地をいう。

6 この条例において「公共施設」とは、道路、公園その他規則で定める公共の用に供する施設をいう。

（県の責務）

第3条 県は、緑豊かな地域環境の形成に関する基本的かつ総合的施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する緑豊かな地域環境の形成に関する施策を援助し、かつ、その総合調整を図るものとする。

（市町の責務）

第4条 市町は、地域の特性に応じた緑豊かな地域環境の形成に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する緑豊かな地域環境の形成に関する施策に協力するものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、自ら進んで森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成に努めるとともに、県及び市町が実施する緑豊かな地域環境の形成に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成を図るために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町が実施する緑豊かな地域環境の形成に関する施策に協力しなければならない。

（開発行為の許可）

第16条 環境形成区域（第9条第1項第1号に掲げる区域に限る。）内において、開発行為をしようとする者は、あらか

じめ、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- (1) 規則で定める規模未満の開発行為
- (2) 自己の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為
- (4) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

（協議）

第24条 環境形成区域（第9条第1項第1号及び第4号に掲げる区域を除く。）内において、開発行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該開発行為の内容について知事に協議しなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- (1) 規則で定める規模未満の開発行為
- (2) 自己の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為
- (4) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

2 知事は、前項の規定による協議があったときは、当該協議に係る開発行為の内容が、地域環境形成基準と同等以上の内容となるよう求めるものとする。

（環境形成協定）

第25条 知事と前条第1項の規定による協議をした者は、当該協議が成立したときは、当該協議に係る開発行為について緑豊かな地域環境の形成に関する協定（以下「環境形成協定」という。）を締結するものとする。

2 環境形成協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境形成協定の目的となる開発行為
- (2) 緑豊かな地域環境の形成に関する事項
- (3) 開発行為に関する工事が完了した場合の手續
- (4) 環境形成協定の有効期間
- (5) 環境形成協定に違反した場合の措置
- (6) その他必要な事項

（開発行為の届出）

第27条 環境形成区域（第9条第1項第1号に掲げる区域を除く。）内において、開発行為をしようとする者（当該開発行為について環境形成協定を締結した者を除く。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該開発行為の内容を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- (1) 規則で定める規模未満の開発行為
- (2) 自己の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為
- (4) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

申請様式は以下の兵庫県ホームページからダウンロードできます。申請の種類により様式が異なりますので、事前に但馬県民局、市役所又は町役場にご確認ください。

[兵庫県 緑条例](#)

【兵庫県／緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）】ページ内の下欄 [関連リンク](#)【緑条例に基づく申請書等のダウンロードサービス（外部サイトへリンク）】をクリックし、【兵庫県電子申請・様式提供（申請書等ダウンロード）】から入手願います。

お問い合わせ先

兵庫県まちづくり部都市政策課	TEL 078(362)3642
但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課	TEL 0796(26)3756
但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課	TEL 0796(26)3757
豊岡市都市整備部都市整備課	TEL 0796(23)1712
香美町建設課	TEL 0796(36)1961
新温泉町建設課	TEL 0796(82)3115

